

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>第8編 酒類行政法令関係</p> <p>第1章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係</p> <p>第86条の6 酒類の表示の基準</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 清酒の製法品質表示基準の取扱い</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 特定名称の清酒の表示</p> <p>イ ~ ハ (省略)</p> <p><u>ニ 表示基準1の本表の適用に関する通則(3)について</u></p> <p><u>て</u></p> <p><u>こうじ米の使用割合が異なる2以上の清酒を混和した場合には、混和したそれぞれの清酒のこうじ米の使用割合が15%以上であるか否かを判断するものとする。</u></p> <p>ホ 表示基準1の本表の適用に関する通則(4)について</p> <p>て</p> <p>(省略)</p> <p>ハ 表示基準1の本表の適用に関する通則(5)について</p> <p>て</p> <p>(省略)</p> <p>ト 表示基準1の本表の適用に関する通則(6)について</p> <p>て</p> <p>(省略)</p> <p>チ 表示基準2の本文について</p> <p>(イ) 「特定名称と類似する用語」とは、吟醸酒における「吟造り」、「吟造酒」、「吟醸造り」、「純吟造り」等、純米酒における「純粹酒」、「純酒」、<u>「米だけの酒」</u>等、本醸造酒における「本造り」、「本仕込み」等のように特定名称を連想させる用語をいう。</p> <p>なお、特定名称と類似する用語は、特定名称としては使用できないものであるが、特定名称</p>	<p>別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>第8編 酒類行政法令関係</p> <p>第1章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係</p> <p>第86条の6 酒類の表示の基準</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 清酒の製法品質表示基準の取扱い</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 特定名称の清酒の表示</p> <p>イ ~ ハ (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ニ 表示基準1の本表の適用に関する通則(3)について</p> <p>て</p> <p>(同左)</p> <p>ホ 表示基準1の本表の適用に関する通則(4)について</p> <p>て</p> <p>(同左)</p> <p>ハ 表示基準1の本表の適用に関する通則(5)について</p> <p>て</p> <p>(同左)</p> <p>ト 表示基準2の本文について</p> <p>(イ) 「特定名称と類似する用語」とは、吟醸酒における「吟造り」、「吟造酒」、「吟醸造り」、「純吟造り」等、純米酒における「純粹酒」、「純酒」等、本醸造酒における「本造り」、「本仕込み」等のように特定名称を連想させる用語をいう。</p> <p>なお、特定名称と類似する用語は、特定名称としては使用できないものであるが、特定名称</p>

改 正 後	改 正 前
<p>を表示した上で、当該用語を銘柄等に併せて使用することは差し支えないものであるから留意する。</p> <p>(ロ)～(ホ) (省略)</p> <p>リ 表示基準2の(1)について (省略)</p> <p>ヌ 表示基準2の(3)について (省略)</p> <p>(3) 記載事項の表示</p> <p>イ 表示基準3の(1)「原材料名」について (イ)～(ハ) (省略)</p> <p><u>(ニ) 「原材料名の表示の近接する場所」とは、消費者が精米歩合の表示を見たときに当該表示の文字と原材料名の文字とが一体に表示されていると判断できる場所をいう。</u></p> <p><u>(ホ) 精米歩合の表示については、「精米歩合」の文字の後に続けて使用した白米の精米歩合を1%未満の端数を切り捨てた数値により表示するものとし、精米歩合の異なる複数の白米を使用した場合には、精米歩合の数値の一番大きいものを表示するものとする。この場合において、使用した白米の区分(酒母米、こうじ米、かけ米等の区分をいう。)ごとに精米歩合を表示する場合には、その区分ごとに、精米歩合の数値の一番大きいものを表示するものとする。</u></p> <p>(表示例)</p> <p>1 <u>精米歩合65%のこうじ米と精米歩合70%のかけ米を原料に使用した特定名称の清酒の場合</u> <u>「精米歩合 70%」又は「精米歩合 こうじ米65% かけ米70%」</u></p> <p>2 <u>精米歩合65%のこうじ米と精米歩合70%のかけ米を原料に使用した特定名称の清酒と精米歩合63%のこうじ米と精米歩合68%のかけ米を原料に使用した特定名称の清酒を混和した場合</u> <u>「精米歩合 70%」又は「精米歩合 こうじ米65% かけ米70%」</u></p>	<p>を表示した上で、当該用語を銘柄等に併せて使用することは差し支えないものであるから留意する。</p> <p>(ロ)～(ホ) (同左)</p> <p>チ 表示基準2の(1)について (同左)</p> <p>リ 表示基準2の(3)について (同左)</p> <p>(3) 記載事項の表示</p> <p>イ 表示基準3の(1)「原材料名」について (イ)～(ハ) (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(4)（省略）</p> <p>(5) <u>表示基準6「表示禁止事項」について</u></p> <p>イ <u>「当該事項の表示の近接する場所」とは、消費者が「特定名称の清酒に該当しないことが明確に分かる説明表示」を見たときに、当該表示の文字と特定名称に類似する用語の表示とが一体に表示されていると判断できる場所をいう。</u></p> <p>ロ <u>「特定名称の清酒に該当しないことが明確に分かる説明表示」とは、「吟醸酒（純米酒又は本醸造酒）の規格に該当していません。」、「こうじ米の使用割合が15%に満たないため、吟醸酒（純米酒又は本醸造酒）に該当していません。」等、吟醸酒、純米酒及び本醸造酒のいずれの特定名称の清酒に該当しないものであるかを消費者が理解できる表示をいう。</u></p> <p><u>（注1）「特定名称酒に該当しません。」又は「このお酒は普通酒です。」といった表示は、いずれの特定名称の清酒に該当しないことが明らかでないことから、「特定名称の清酒に該当しないことが明確に分かる説明表示」には該当しないのであるから留意する。</u></p> <p><u>（注2）「特定名称の清酒に該当しないことが明確に分かる説明表示」については、消費者の商品選択に資するために設けられたものであることから、特定名称に類似する用語の表示とバランスのとれた大きさの文字とするなど、消費者が特定名称の清酒に該当しない清酒であることを明確に認識することができる大きさの文字とする必要があることに留意する。</u></p>	<p>ロ～ホ（同左）</p> <p>(4)（同左）</p> <p><u>（新設）</u></p>